

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和 5 年 9 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 3 号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和 2 3 年函館市条例第 7 5  
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「または第 3 条の 3 第 1 項」を「，第 3 条の 3 第 1 項また  
は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は，生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整  
備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 2  
号）の施行の日から施行する。